

KAMEYAMA
かめやま



第35号

市議会だより

平成23年11月1日

発行：三重県亀山市議会
編集：市議会だより編集委員会
三重県亀山市本丸町577
☎(0595) 84-5059

E-mail:gikai-city.kameyama@ztv.ne.jp
URL <http://www.city.kameyama.mie.jp/gikai/>



亀山青空お茶まつり

9月定例会開会

平成23年9月定例会は、9月1日に招集され、29日までの29日間の会期で開催しました。開会日には、市政及び教育行政の現況報告の説明を受けた後、議案23件、報告11件が上程され、12日から15日にかけ議案質疑と一般質問を行いました。その後、20日には産業建設委員会を、22日には総務委員会を、28日には教育民生委員会を開催し、それぞれ付託された議案の審査や一般質問を行いました。

さらに26日、27日には決算特別委員会を開催し、平成22年度の各会計決算の審査を行いました。

29日には、議案4件、報告1件が追加提案され、各委員会委員長の審査報告を受け、議案、報告をそれぞれ可決、承認、認定し閉会しました。

■ ■ ■ ■ ■ 9月定例会議案一覧 ■ ■ ■ ■ ■

◆条例の制定・改正

議案第53号 亀山市待機児童館条例の制定について

(可決)

現在、市内の保育所では、定員超過等により入所したくても入所できない児童が恒常に発生している状況である。この状況を解消するため、緊急的な措置として、総合保健福祉センター分館の一部を、待機児童の保育を行うこと等により児童の福祉の向上を図る施設として設置するため、本条例を制定する。

議案第54号 亀山市スポーツ振興審議会条例の一部改正について

(可決)

スポーツ振興法の全部改正によりスポーツ基本法が平成23年6月24日に公布、8月24日から施行された。市では、現在、スポーツ振興法の規定に基づく亀山市スポーツ振興審議会を設置していることから、今回の法改正により、スポーツ基本法の規定に基づく亀山市スポーツ推進審議会に改めるため、本条例について所要の改正を行う。

議案第55号 亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

(可決)

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が平成23年7月29日に公布、施行され、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に一定の要件に該当する死亡者の兄弟姉妹が加えられた。このことから、市の災害弔慰金の支給等に関する事項を定めている本条例について、所要の改正を行う。

議案第56号 亀山市営住宅条例の一部改正について

(可決)

低所得者などの住宅困窮者の居住の安定の確保を図るために、亀山市住生活基本計画において、平成27年度までに200戸の市営住宅を供給するという目標を定め、そのうち70戸を民間が所有する賃貸共同住宅の活用により供給することとしている。このため本年度から亀山市民間活用市営住宅事業を開始しており、民間が所有する賃貸共同住宅を借り上げ、市営住宅として設置及び管理を行うこととするため、本条例について所要の改正を行うもので、借上げによる市営住宅として、井田川駅前住宅を設置する。

議案第57号 亀山市消防団条例の一部改正について

(可決)

少子高齢化等の社会環境の変化に伴い、地域防災力の中核を担う消防団員の数が全国的に減少し、定員確保が難しい現状である。このことから、地域防災に意欲のある人材を確保する方策のひとつとして、消防団員の任命資格の一部を見直すため、本条例について所要の改正を行うもので、消防団員の任命資格のうち、年齢の上限である45歳未満を削る。

議案第76号 亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

(可決)

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令が平成23年9月22日に公布され、同法による障害者自立支援法の改正規定の一部が平成23年10月1日に施行されることに伴い、関連する本条例について所要の改正を行う。

議案第77号 亀山市農林水産事業分担金条例の一部改正について

(可決)

平成23年8月30日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による土地改良法の一部改正に伴い、関連する本条例について所要の改正を行う。

議案第78号 亀山市景観条例の一部改正について

(可決)

平成23年8月30日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による景観法の一部改正に伴い、関連する本条例について所要の改正を行う。

議案第79号 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

(可決)

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令が平成23年9月22日に公布され、同法による障害者自立支援法の改正規定の一部が平成23年10月1日に施行されることに伴い、関連する本条例について所要の改正を行う。

◆補正予算

議案第58号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

(可決)

議案第59号 平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

(可決)

議案第60号 平成23年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について

(可決)

◆平成22年度決算

議案第61号	平成22年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について	(認定)
議案第62号	平成22年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	(認定)
議案第63号	平成22年度亀山市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について	(認定)
議案第64号	平成22年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	(認定)
議案第65号	平成22年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	(認定)
議案第66号	平成22年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	(認定)
議案第67号	平成22年度亀山市水道事業会計決算の認定について	(認定)
議案第68号	平成22年度亀山市工業用水道事業会計決算の認定について	(認定)
議案第69号	平成22年度亀山市病院事業会計決算の認定について	(認定)
議案第70号	平成22年度亀山市国民宿舎事業会計決算の認定について	(認定)

◆その他

議案第71号	協定の締結について	(可決)
市道和賀白川線整備事業に伴う白髭こ線橋新設工事の施行に関する協定について、平成23年8月11日付けで議会の議決を成立条件として協定を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。		
議案第72号	工事請負契約の締結について	(可決)
市道和賀白川線整備事業に伴う和賀白川線鈴鹿川橋梁上・下部工事について、平成23年8月12日付けで仮契約したので、地方自治法第96条第1項第5号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。		
議案第73号	市道路線の変更について	(可決)
井田川駅前整備事業に伴う路線再編成により市道井田川駅前線の路線変更について、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求める。		
議案第74号	市道路線の変更について	(可決)
井田川駅前整備事業に伴う路線再編成により市道井田川停車場線の路線変更について、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求める。		
議案第75号	市道路線の廃止について	(可決)
井田川駅前整備事業に伴う路線再編成により市道井田川9号線の路線廃止について、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求める。		

◆報告

報告第9号	決算に関する附属書類の提出について	(了承)
報告第10号	健全化判断比率の報告について	(了承)
報告第11号	亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について	(了承)
報告第12号	亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について	(了承)
報告第13号	亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について	(了承)
報告第14号	亀山市国民宿舎事業会計資金不足比率の報告について	(了承)
報告第15号	亀山市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について	(了承)
報告第16号	亀山市公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について	(了承)
報告第17号	平成22年度亀山市一般会計継続費精算報告について	(了承)
報告第18号	専決処分の報告について	(了承)

市内布気町地内において発生した庁用車両による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、7月14日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

報告第19号	専決処分の報告について	(了承)
市内関町富士ハイツ地内において発生した防火水槽敷地除草作業における物損事故に伴う損害賠償の額を定めるごとについて、7月14日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。		
報告第20号	専決処分の報告について	(了承)

市内井田川町地内において発生したJR井田川駅前ロータリー除草作業における車両物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、9月15日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

議案質疑には11名の議員が質疑を行いました。内容は次のとおりです。

(質疑一覧中、太字の質疑について、質疑の要旨、答弁を掲載しています。)

伊藤 彦太郎（ぽぷら）代表質疑

議案第61号 平成22年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

1 後期基本計画策定を前にして、市として当決算をどのように評価するのか

2 市債の発行状況と、今後の財政への負担について、どのような見通しを持っているのか

議案第68号 平成22年度亀山市工業用水道事業会計決算の認定について

1 市として当決算をどのように評価するのか

2 テクノヒルズの企業の責任水量が、今後の経営に及ぼす影響をどのように考えているのか

議案第69号 平成22年度亀山市病院事業会計決算の認定について

1 患者数の増減についての市の見解は

議案第70号 平成22年度亀山市国民宿舎事業会計決算の認定について

1 宿舎経営における人件費に対する市の見解は

問 平成22年度の国民宿舎関ロッジの決算は、損失が2,097万円ということで、非常に厳しく、その損失の大部分を占めるのが宿舎経営となっている。

経営において一番費用がかかるのは何と言つて

も人件費と思われるが、今後の関ロッジの経営の方向性として、人件費の削減などもっと縮小していくような考え方があるのか、それとも、市民サービスの側面から現状を維持していくのか、人件費に対する考え方について伺う。

答 国民宿舎関ロッジは、現在、正規職員4名、臨時職員9名、短時間アルバイト13名の計26名体制で運営を行っており、この体制は宿舎利用サービスを提携するために必要な人数と考えている。

平成22年度の人件費については、給料、手当、賃金、退職手当引当金、法定福利等合わせ6,081万ほどとなっており、前年度に比べ130万円の減少となっている。

現在、さまざまな角度から経営面に関して検討をしている。6月の議会において、今年度末には方向性を出させていただくことを答弁いたしており、もう少し時間をいただきたい。

議案の審議結果

(起立採決をとった議案について掲載)

* ○印は賛成 ×印は反対 なお、議長大井捷夫は採決に加わっておりません。

議席番号	1	2	3
議員名	高島新	尾崎	
議案名	秀邦		
議案第58号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について	○	○	○
議案第61号 平成22年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○
議案第62号 平成22年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○
議案第64号 平成22年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○
請3 義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担を求める請願書	○	×	○

服部 孝規（日本共産党議員団）

議案第61号 平成22年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 市長が言う「市民の暮らしの質を高める」ことが求められている中で、基金総額を106億円から115億円に9億円も増やしているが、こうした財政運営が妥当だったのか
 - 2 平成22年3月に提示された「中期財政見通し」がもう大幅に違ってきていている。見直しをすべきではないのか
- 議案第56号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 1 市営住宅を建てずに民間賃貸共同住宅を「借り上げ」、市営住宅として供給するのはなぜか

問 今、市民生活は大変厳しい。平成22年度の決算では、基金総額が、平成21年度末現在高の106億円から、平成22年度末には115億円と9億円も増えている。市民の暮らしの質を高めるためにやるべきことがたくさんあるのに、基金を増やした今回の決算が妥当だったのか。

特にリニア基金は、5,000万円を積み増し13億円になっている。30年以上も先の事業で、亀山に駅ができたとしてどんなメリットがあるのかも示されていない基金への積み立てが、市民の暮らしの応援よりも優先すべきことなのか聞く。

答 平成22年度決算については、第1次総合計画における前期基本計画、第2次実施計画に係るさまざまなハード施策やソフト施策の推進を図り、おおむね計画どおりの進捗を図り、それぞれ所期の目的を達成することができた。結果的には財源に余裕が生じたことから、基金に積み立てを行ったところで、総じて適正な財政運営が図れたものと考えている。

リニア中央新幹線は、2027年の東京・名古屋間の開業目標を目指し、現実性のある国家的プロジェクトとして本格的に動き始めている。このような中、JR東海は2045年には近畿までへの開業を予定しており、市としても、新たな国土軸の通過地域ではなく、活用拠点地域として市内停車駅を誘致し、駅を中心とした魅力的な都市空間を形成していく考え方には変わりない。そのための財源となるリニア基金の積み立ては将来を見据えた上で必要であると考えている。

リニア駅整備の地元負担については、今後、中間駅の候補地における協議の中で、その負担費用のあり方も明確になってくるのではないかと考えており、その動向も見守っていきたい。

4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	22
中 崎 孝 彦	豊 田 恵 理	福 沢 美 由 紀	森 澤 美 和 子	鈴 木 達 夫	岡 本 公 秀	坊 野 洋 昭	伊 藤 彦 太 郎	前 田 耕 一 孝	中 村 嘉 勝 郎	宮 崎 武 勝 孝	片 岡 村 田 典	宮 村 和 典	前 田 和 穂	服 部 孝 規	小 坂 直 親	竹 井 道 男	桜 井 道 藏
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×
○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×
○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○	×
○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

森 美和子（公明党）

議案第57号 亀山市消防団条例の一部改正について

- 1 条例改正の要因について
- 2 新たな団員確保の働きかけについて

議案第58号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

1 第3款 民生費、「障がい者福祉施設整備事業」の内容について

報告第9号 決算に関する附属書類の提出について

- 1 主要施策の成果報告書について

(1)「学校図書館支援事業」について

- ア 協力校5校の検証について
- イ 協力校以外の6校の図書館環境の現状について
- ウ 今後の協力員の情報交換等連携体制について

問 障がい者福祉施設についてその内容、定員数、入所にあたり障がいの区分があるのかどうか伺う。

亀山市には、このような居住スペースとなる共同的な施設が一ヵ所もなかった。これが取っかかりだとは思うが、今後の整備計画について伺う。

最後に、親の高齢化など、障がいを持つ子どもたちのついの住みかを非常に心配されているが、ついの住みかの確保の考え方について聞く。

答 障がい者福祉施設整備事業は、社会福祉法人

が行うグループホーム・ケアホーム一体型施設の整備である。内容は、グループホームは障がい者が夜間において共同生活を営む住居、ケアホームは入浴、排せつ、調理等の日常生活上必要な支援もあわせて行うもので、定員は10名である。また、身体・知的・精神の3障がいのすべての方が対象になる。

今後の計画については、平成24年度から平成26年度までの第3期の亀山市障がい福祉計画の策定作業を進める中で、アンケート調査や聞き取り、障がい者福祉サービスごとに必要な見込み量調査などの結果を踏まえて、整備目標を立てていく。ついの住みかの確保の考え方については、今回整備予定のグループホーム・ケアホームは、10人家族の住まいだと考えており、皆が朝起きて食事をとり、それぞれが仕事や創作活動などに出かけ、またそれが終われば家に帰り、皆で食事をしたり、おふろに入ったりと、普通の家族の生活を生涯にわたって送っていただくことができるよう願っており、地域の仲間として普通に溶け込ませていただけることができるよう皆さんのお声かけなどもしていただけだと幸いだと考えている。

坊野 洋昭（緑風会）

議案第54号 亀山市スポーツ振興審議会条例の一部改正について

- 1 どのような改正か
- 2 委員の定数及び任期を問う
- 3 委員の委嘱に対する考え方を問う

議案第57号 亀山市消防団条例の一部改正について

- 1 どのような改正か
- 2 消防団員の定数はどうして定めるのか
- 3 団員不足の背景は何か
- 4 年齢制限の削除の必要性を問う

議案第58号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

- 1 なぜこの時期に補正が必要か
- 2 第6款農林水産業費 第1項農林水産業費 第3目 農業振興費 中山間地域等直接支払事業について
- 3 第8款土木費 第2項道路橋梁費 第1目道路橋梁 総務費 地籍調査事業について

議案第61号 平成22年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 第8款土木費 第2項道路橋梁費
 - (1) 第1目道路橋梁総務費 地籍調査事業について
 - (2) 第3目道路新設改良費 野村布気線整備事業について

問 条例の改正内容、改正の背景、及び委員の定数、任期、さらに委嘱の考え方について伺う。

答 亀山市スポーツ振興審議会条例の一部改正は、スポーツ振興法の全部改正により、本年8月24日からスポーツ基本法が施行されたため、本条例の改正が必要となったものである。

具体的には、条例の名称を「亀山市スポーツ推進審議会条例」に改め、亀山市スポーツ推進審議会を設置することとし、その所掌事務として市長の諮問に応じ、スポーツの推進に関する重要事項について調査、審議し、市長に建議することを規定、委員については、スポーツに関し識見を有する者のうちから市長が委嘱することを規定するものである。

また、委員の定数は15人以内、任期は2年としている。なお、委員は現在12名を委嘱しており、今のところはその人数でよいものと考えている。

委員の委嘱の考え方については、スポーツに関心があるというだけでなく、スポーツの指導的立場におられる方の中から、知識、経験等に基づき、幅広いご意見が伺えるように、年齢、性別などについても配慮して選任している。

中村 嘉孝（新和会）代表質疑

議案第61号 平成22年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 決算についての総括、検証について
- 2 財政分析指標を鑑みての今後の財政運営について

3 財政調整基金、減債基金の積立について

4 市債の発行について

報告第9号 決算に関する附属書類の提出について

1 主要施策の成果報告書について

(1) 地籍調査事業について

ア 亀山市の現状と全国の実施状況について

イ 調査が進まない原因（人員不足、財政問題）について

ウ 調査に対する市の考え方について

(2) リニア中央新幹線亀山駅整備基金積立状況について

ア 現状と市民意識について

イ 今後の方針について

(3) 介護基盤緊急整備事業について

ア 施設整備の現状と今後の方向性について

(4) 実施計画シート兼実績シートの成果指標について

問 市長として2年目である平成22年度決算の総括検証と今後の財政運営等について伺う。

答 平成22年度は、市税収入が平成20年度のピー

ク時から23億円落ち込む中にあったが、第1次亀山市総合計画における前期基本計画、第2次実施計画に掲げるさまざまなハード施策、ソフト施策の推進を図るとともに、市政の透明性の確保と市民サービスの向上に努め、最少の経費で最大の効果を上げるべく取り組んできた。実施計画に基づく各種施策についても、おおむね計画どおりの進捗を図り、それぞれ所期の目標を達成することができたものと考えている。

しかしながら、現在の景気低迷が長引く中、ここ数年来の財政基盤を支えてきた市税収入は年々減少、公債費の償還がピークを迎えるなど、財政運営が厳しくなり、平成23年度において、7年ぶりに普通交付税交付団体に転じるなど、大きな行政経営の転換点を迎えている。平成22年度決算を踏まえ、さらに行財政改革の取り組みを進め、効率的で持続可能な行財政運営を図っていく。

平成22年度末の財政調整基金の残高は、剩余金の積み立てなどにより約45億円となっており、市民の暮らしの質を高め、市民満足度を高めるための財源として有効かつ適切に活用していきたい。

減債基金については、公債費負担比率において15%を超える部分について充当していきたいと考えている。

竹井 道男（市民クラブ）代表質疑

議案第61号 平成22年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

1 平成22年度決算の評価について

2 中期財政見通しとの差異について

(1) 市税について

(2) 地方交付税について

(3) 臨時財政対策債について

(4) 基金繰入について

(5) 予算執行について

報告第9号 決算に関する附属書類の提出について

1 決算の概要について

2 主要施策の成果について

(1) 小学校校庭芝生化事業について

(2) 総合環境研究センター事業について

議案第69号 平成22年度亀山市病院事業会計決算の認定について

1 純損失計上の背景について

2 改革プランの数値目標に対する結果と差異分析について

3 医療費の未収金について

議案第70号 平成22年度亀山市国民宿舎事業会計決算の認定について

1 純損失計上の背景について

2 国民宿舎の経営資金について

問 平成22年度は、歳出構造の刷新、歳入改革の推進を2本柱として取り組んだ最初の年だったと思うが、平成22年度の決算をどのように評価しているのか。併せて亀山市国民宿舎事業会計決算の純損失の計上の背景と必要な運転資金について伺う。

答 平成22年度決算は税収入が減少する中、経費の削減、基金の活用などにより効率的な予算の執行を図り、健全な財政運営に努めた。

第2次実施計画に基づく各種施策についてもおおむね計画どおりの進捗を図り、教育施設の整備を初め、福祉施設の整備に係る助成など市民生活にかかわる基盤整備を図れたものと考えている。

一方、行財政改革の視点から、歳出構造の刷新では、時間外勤務の削減を初め、平成23年度予算編成に向け、目標額の設定など、新たな予算編成手法を取り入れ、また、補助金の適正化については交付基準の策定を行った。歳入改革の推進については、普通財産の売却や自動販売機の設置など、行政財産の貸し付けによる財源の確保、基金の有効な活用による財政運営など、行財政改革大綱実施計画に基づく取り組みに着手した。

亀山市国民宿舎事業会計決算の純損失の要因は長引く景気の低迷、旅行形態の変化など宿泊利用者が減少したもの、道の駅については、新名神高速道路の開通や高速道路の無料化などに伴い交通動線が変化し、国道1号の利用が減少したことによるものである。

国民宿舎を経営するに当たり必要な運転資金は、宿舎事業は、月約1,000万、道の駅事業は150万、合わせて月平均1,150万、年間でおおよそ1億4,000万程度になる。

櫻井 清蔵（ぽぶら）

議案第58号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

1 第8款土木費、第5項住宅費、第1目住宅管理費 事業名 緊急地域経済対策事業 住宅リフォーム助成事業5,966千円（一般財源）について

（1）事業内容（交付要綱）について

（2）第2次実施計画の追加見直しについて

（3）年度途中における新規事業の提案の根拠について

議案第53号 亀山市待機児童館条例の制定について

1 施設の名称について

（1）「亀山市待機児童館」とした根拠について

議案第57号 亀山市消防団条例の一部改正について

1 条例の改正内容について

議案第61号 平成22年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

1 基金運用について

問 緊急地域経済対策事業、住宅リフォーム助成事業は、助成額が工事の100分の10、上限が10万円となっているが、あまりにも脆弱で、制度が生きない。工事費の3割を助成するぐらいの意気込

みをもって緊急経済対策はできないのか。

答 リフォーム費用の助成制度は、昨年の12月の議会以来、3月、6月議会と多くの議員の皆さんにご論議をいただき、検討、研究をしてきており、この9月議会に上程をさせていただいた。一定の助成を行うことで、良好な住環境の確保のためのリフォーム工事の発注の促進、また助成対象工事を市内業者が施行することに限定することで、地域の中小企業等の支援、地域経済の活性化にもつながり、十分妥当性のある事業であると考えている。

工事費の10%、上限10万円については、他市の制度を調査したところ、このような額に設定している自治体が多く、一定の波及効果が出ているものと確認し、本市の助成額は適正な額であると考えている。

一方で、本市の耐震補強の助成制度は、県の事業が新たに7月に創設されたので、これを上乗せて展開していくということを考えており、リフォーム助成制度と耐震補強の助成制度、これらを前へ進めていくことが大変意義のあるものだと考えている。

市の他の制度の補助金を受けていないことなどが条件となる。

助成は、一般型と高齢者・障害者支援型の2種類に分けられ、一般型については工事費の10%に相当する額で、上限10万円、高齢者や障がいを持つ方との同居世帯に配慮した支援型として、工事費の20%に相当する額で、上限20万円となっている。

今後の予定としては、要綱制定後速やかに市民に一定期間周知し、11月中旬ごろに申し込みの仮受け付けと抽せんを、12月に本受け付け、交付決定を行い、その後3月までの間に工事を行っていただくことになる。

この事業の効果については、市民の良好な住環境の確保の促進、また市内建設業者の施行に限った住宅リフォーム助成であることから、助成する額の何倍ものお金が発注額として流通することになり、市内経済の活性化に効果があるものと考えている。

福沢 美由紀（日本共産党議員団）

議案第53号 亀山市待機児童館条例の制定について

1 施設の名称について

2 保育の内容について

議案第58号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

1 住宅リフォーム助成事業の内容について

2 障がい者福祉施設整備事業の内容について

問 事業の内容と、これによってどういう効果を望んでいるのか伺う。

答 住宅リフォーム助成事業の対象者は、市内に居住し、住民登録を有する者で、みずからが住んでいる市内の持ち家が対象となる。工事については、市内に本社、支店、営業所がある法人、また市内で営業する個人事業者が行うもので、助成金の交付決定以降に着工する住宅の増築、改築、補修、修繕等が対象となる。改修費が30万円以上であること、平成24年3月31日までに完了及び実績報告ができるもので、耐震補強工事、介護保険による住宅改修工事のための助成等を除き、国、県、

岡本 公秀（新和会）

議案第57号 亀山市消防団条例の一部改正について

- 1 現在の亀山市消防団の現況について
- 2 年齢制限撤廃以外の方法について
- 3 若い団員が入団しやすい環境の整備について

問 現在の亀山市消防団員の充足の状況と、平均年齢はどのくらいか。

今回、消防団員の任命資格である45歳という年齢制限が撤廃されているが、いきなり撤廃するのではなく、目安として設けながら、ただし書きで対応した方が合理的、実際的ではないのか。

また、分団長会議や団本部の会議でも議論がなされたのか。

今は45歳という枠がはめられており、その中で対応されているが、撤廃されると、高齢化に向かう心配もされる。消防団は実戦部隊なので訓練も必要であり、一人前になるのに時間もかかるのではないか。

さらに、若い人が入団しやすい環境づくりについてどう考えているのか伺う。

前田 耕一（市民クラブ）

議案第53号 亀山市待機児童館条例の制定について

- 1 第1条 設置目的について
- 2 第2条 名称及び位置について
- 3 第3条 児童館で行う事業について
- 4 第4条 入所対象児童について
- 5 第14条 児童館の目的外利用について
- 6 同条例施行規則の制定について

問 条例第4条第2項で、市長が特に必要があると認めた児童を児童館で行う事業の対象とするとができるとあるが、どういうケースをイメージしているのか。一時預かりや休日保育、夜間や時間外保育等を実施した場合も、年齢はあくまでも3歳未満となるのか。

また第14条では、その設置目的を妨げない範囲で、第3条に規定する事業以外の事業に利用することができるとなっているが、具体的な内容を聞く。

答 消防団員数は、平成17年に旧亀山市、旧関町の合併により、団員415名、13分団となり、現在に至っており、現在の実員数は413名で推移している。消防団の平均年齢は41.9歳である。

ただし書きを設けなかった理由は、県内29市町において年齢の上限を定めているのは7市町で、全国的にも数少ないと、消防団条例の第4条第2項に入団条件として、志操堅固でかつ身体強健な者とされていることや、分団長等も、入団する人を見て推薦されるもので、消防団活動には支障のないものと考えている。

また、年齢制限撤廃については、消防団の会議でも議論がなされ、最終的に消防団幹部の意思で撤廃という結果になった。

若い人が入団しやすい環境づくりについては、若い団員が消防団に入りたいと思うような装備品、あるいは服装、また手当の見直し等を図る必要があるのではないかと考えている。

答 市長が特に必要があると認める対象者とは一時預かりや休日保育等を実施した場合の児童を想定しているが、その具体的な実施内容、時期、対象者等については未検討である。待機児童館自体の対象者は3歳未満であるが、このような一時預かりや休日保育等の特別保育については、幅広い受け入れが必要であるという考えも持っている。

第14条については、隣接する市立医療センターの院内保育としての利用を想定して規定をしたものである。

院内保育の部分については、医療センターの職員の福利厚生に該当するものと考えており、その利用方法等については、別途医療センターで規程等を設け、対応していきたいと考えている。なお、この場合、市立医療センターからは負担金を徴収することになろうかと考えている。

また、保育料については、原則は認可保育所の保育料と同額であるが、院内保育の場合は夜間や休日の保育が入ってくることから、その辺も含め市立医療センターの規程の中で定められるものと考えている。

豊田 恵理 (いずれの会派にも属さない)

議案第53号 亀山市待機児童館条例の制定について

1 待機児童館の目的・役割について

2 保育所利用条件について

3 待機児童が解消した時の待機児童館の取り扱いについて

議案第57号 亀山市消防団条例の一部改正について

1 亀山市消防団の現状について

2 条例の一部改正を行うまでの経緯、ねらいについて

3 消防団人員の増強対策について

議案第58号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

1 第3款民生費 第2項児童福祉費のうち児童扶養手当給付費について

(1) 増額が必要な理由について

問 保育に欠いている基準というのはどのようなものか、保育所に通う条件を亀山市ではどのように判断しているのか。

また、待機児童に希望の保育所にあきができた場合、待機児童への対応はどうなるのか、併せて待機児童が解消したときの待機児童館の取り扱い

についてはどう考えているのか伺う。

答 保育所は入所しようとする児童の保護者や同居の親族等のいずれもが事情により保育できない場合が対象となる。具体的には、昼間に会社の勤務等により自宅外で仕事をしている場合、昼間に自宅内で自営業など日常の家事以外の仕事をしている場合、妊娠中または出産後間もない場合、疾病のある方などの場合が対象となり、保育ができない度合いを指数化して、その点数の高い順に優先的に入所をいただいている。

保育所に途中であきができた場合の対応は、待機児童館に入所している児童、またそれ以外の申込者を合わせた中で、保育に欠ける度合いを判定し、入所いただくことになる。

また、待機児童が解消した後の施設の利用については、待機児童解消後も院内保育は残っており、保育所あり方検討委員会などの場を通じて検討をしていきたい。一時預かりや休日保育なども実施をしたいと考えているので、総合的に判断をしていきたいと考えている。



宮崎勝郎 副議長



肥田岩男 教育委員長

一般質問には17名の議員が質問を行いました。内容は次のとおりです。

(質問一覧中、太字の質問について、質問の要旨、答弁を掲載しています。)

鈴木 達夫 (ぽぶら)

計画策定及び変更と市の説明責任について



1 新市まちづくり計画の変更について

- (1)計画変更の内容について
- (2)合併特例債の活用について
- (3)説明責任について

2 第1次総合計画・後期基本計画策定事業について

- (1)市を取り巻く環境変化について
- (2)「市長の意思」の反映について
- (3)説明責任について

問 9月定例会開会日に新市まちづくり計画の変更として1枚ものの資料が議会に提出されたが、合併特例債のその内容について聞く。これまで、新市まちづくり計画に記載のないものは合併特例債の対象にならないという答弁であり、今まで否定的であったものが、肯定化された。大きな方向転換をしたと考えられるが認識を聞く。

新市まちづくり計画の変更について、意思の明確化と共通理解のため、合理的に説明したと判断しているのか、市民や議会への説明責任について伺う。

答 変更の内容は、公共施設から二酸化炭素の排出量抑制の取り組みをさらに強化するため、「公

共施設からの温室効果ガスの排出量抑制」の考え方による施策を追加するもので、溶融炉長寿命化事業及び衛生公苑長寿命化事業の2事業を追加するもので、この変更により合併特例債の活用のための条件整理を行う。

合併特例債の新規事業への活用は、以前から基本的には借金であり、後年度負担の増加につながることから慎重に判断すること、活用期限となる平成26年度中に完了できる事業で、単年度での財政負担が多大となるような事業へ有効に活用するという考え方を基本としていた。また大規模な事業は、合併特例債も含めたあらゆる財源を有効に活用するとも答弁してきた。こうした考え方に基づき、溶融施設処理と衛生公苑の長寿命化事業について検討を進め、県と事務レベルでの協議を行ってきた結果、最も有利な財源と考えられる合併特例債を活用するために、新市まちづくり計画の変更を行うものである。

変更に係る手続、プロセスは、誠心誠意お伝えさせていただいてきたつもりであるが、公の利益、それはまさに市民の利益、そういう観点で政策の決定や財政の運営を進めており、議員並びに市民にしっかりと説明をさせていただくという方針で臨んでいきたい。

服部 孝規 (日本共産党議員団)



地域内でお金が循環する施策を講じ、地域経済を活性化させるいくつかの提案について

- 1 市内の事業所の94%が30人未満の中 小零細企業だが、こうした中小企業に対する市の施策にはどんなものがあるのか
- 2 「官製ワーキングプア」をなくすために、公契約条例が必要だが、制定する考えはないか
- 3 市内の小規模な業者を対象に、市が発注する軽易な修繕などの受注機会の拡大を図るため、「小規模修繕参加登録制度」をつくる考えはないか

福島第1原発事故に伴う放射能汚染について

- 1 放射能に汚染された「がれき」は、安全が確保されない現状では受け入れるべきではないと考えるがどうか
- 2 市内には、継続的に放射能を測定する場所がないが何カ所かつくるべきではないか

問 県内で大気中の放射能を継続的に測定しているのは、四日市市にある保健環境研究所の1カ所だけである。

今大事なことは、正しい情報をきちんと伝える

ことであり、誤った情報が流れると、余計な不安をあおるということになる。亀山市の場合、1カ所も測定する箇所がないが、何カ所か継続的に大気中の放射能を測定する場所を設ける必要があるのではないか。

答 三重県における24時間連続測定の結果、それから10市における測定結果、また近隣県においてもこの24時間の連続測定を行っているが、人体に影響を与えるような測定値は観測されていないということである。亀山市だけ局地的に高い放射能数値が出るというような、降下したというようなことは考えられない、いわゆるホットスポットということは考えられないと思っている。

このことについては三重県にも確認をさせていただいたところであり、亀山市において現時点では、単発による測定は考えていないが、危機管理上の原子力災害に備えるというような観点から、今後検討をしていきたいと考えている。

当面は、国・県の対応の中でしっかりと情報を見きわめていきたいと思っている。

新 秀隆（公明党）

市税等の滞納者対策について

1 滞納状況について

- (1) 現在の滞納状況について
- (2) 滞納者への相談体制について

(3) 雇用促進の状況について

市民の安心・安全を守るまちづくりについて

1 街頭補導活動・環境浄化パトロール（青パト）について

(1) 運用の目的について

(2) 管理体制について

(3) 危機管理局との連携について

2 市民ボランティアによる自主防犯パトロール（青パト）について

(1) 管理体制について

(2) 行政との協働防犯抑止について

(3) 自主防犯パトロールの支援体制について

問 市の税金の滞納状況と、市税が払えないほかにも多重債務の問題等を抱えている人もみえると思うが、窓口での対応等相談体制について聞く。

答 平成22年度決算は、国民健康保険税を除く市税の滞納状況は約8億5,848万円で、法に基づき猶予されている特別土地保有税分を除いた実質の



収入未済額は約7億1,910万円で、前年度比で約2,704万円増加している。国民健康保険税は、約5億3,248万円で、前年度比で約5,675万円増加となっている。今後も滞納市税を減少させるよう催告や納付相談に努め、悪質な滞納者に対しては滞納処分を執行し、税負担の公平性の確保を図っていく。来月からコンビニ収納を実施し、納税の収納環境の拡大と納税者の利便性の向上を図っていく。

市民からの相談の窓口は、市民相談協働室が担当いたしており、多重債務者等の相談は、市民協働推進室のほか、鈴鹿亀山地区広域連合で開設をしている鈴鹿亀山消費生活センターで対応をしており、職員が個室にて相談内容をお伺いし、平成20年4月から運用をしている多重債務者相談連携システムにより、弁護士及び司法書士の専門家を紹介している。

市税については、滞納を解消する方策としては、滞納者との面談により納税の理解を深めていただくことが重要であると考えており、さまざまな事情により納付が困難な方については、生活状況等をお聞きし、分納などにより納付可能な方法を検討し、早期に滞納が解消できるよう、収納対策室窓口において随時相談窓口を開いている。

尾崎 邦洋（緑風会）

防災対策について

- 1 防災士の育成について
- 2 被災者支援システム導入について
- 3 亀山市地域防災計画書について



東野公園駐車場について

1 駐車場拡張について

職場の活性化・市民サービス等向上について

- 1 職員事務改善提案の内容について

問 東野公園の駐車場は、現在100台駐車場できるスペースがある。しかし、バレー・ボーラー大会と少年野球が重なり、駐車場の100台のスペースでは駐車できなくて、場内にある歩道の上にまで車を両側に駐車し、また通路にも駐車し、そして一般道路のところにも全部駐車されている状態を目の当たりにした。

更に、2台が障がい者用の駐車スペースになっているが、自分で運転ってきて車いすに乗られ、歩道に上がろうと思っても20センチほどの段差があって上がれないという状況であった。

駐車場の拡張と、バリアフリーの整備が必要と思うが考えを伺う。

答 現在、東野公園には100台までの駐車スペースがあるが、体育館とグラウンドで同じような時間帯に団体使用があった場合や、大きな大会が開催された場合などに駐車場不足が生じている。このようなときには、指定管理者が利用者の車を誘導して、出入り口付近のスペースなどを活用して駐車していただしたり、東野公園駐車場を一般見学者の利用に供するために、選手や役員の方については西野公園の駐車場を利用していただいた上で、バスでピストン輸送を行い、利用者の協力のもとで支障のないように努めている。

近隣にすぐ利用させていただける土地などもなく、やむを得ずこのような対応をしておるのが現状である。整備については困難な状況で、少し離れてでも、例えば事業所の駐車場、土曜日とか日曜日にお借りできるようなことがあればそいうった方面、あるいは少しまとまつた借地でもあれば、その辺の可能性も含めて今後検討をしていきたいと考えている。

また、バリアフリー化については、東野公園や他の公園についても、逐次実施していきたい。

中嶋 孝彦（新和会）

市営住宅について

- 1 耐震強度が不足している住宅入居者の安心安全の確保の取り組み、方策について聞きたい
- 2 亀山市住生活基本計画において、要支援世帯が新規に入居可能な戸数を平成27年度までに約200戸と設定しているがこの目標は達成できるのか
- 3 住山住宅の整備について



問 亀山地区には12団地、395戸の市営住宅があり、そのうち耐震強度が不足している住宅が6団地、108戸で55世帯の入居があると聞いています。この方たちの安心・安全の確保について聞く。

市の住生活基本計画では、要支援世帯が新規に入居可能な戸数を平成27年度までに約200戸と設定しているが、達成できるのか。

民間賃貸住宅借り上げや空き家募集などの人まかせの施策ではなく、市営住宅は、市できちっと整備をしていくというのが基本ではないのか。住生活基本計画が作成されて2年経過しているが、約30戸の新規整備建てかえの具体的な実施計画は策定されているのか伺う。

答 耐震強度が不足している木造等の平家住宅の

片岡 武男（市民クラブ）

溶融炉の長寿命化計画について

- 1 溶融炉を現在までに改造した内容と理由について
 - (1)三段羽口に改造した理由と必要経費について
 - (2)スーパーヒーターを取り替えた必要経費について
- 2 溶融炉の長寿命化計画への投資に対する効果と個々の改造内容の確認について（6月の産業建設委員会資料から）
 - (1)CO₂削減、定期、非定期整備の必要額と、CO₂削減工事は、国の交付金対象なのかについて
 - (2)空気圧縮機の重要度B2の判定基準について
 - (3)高耐熱炉布への変更理由について
 - (4)低温触媒への変更理由、耐用年数、改良によるこれまでの経費と削減額について
 - (5)低流量バーナーでの炉内の温度上昇は可能なのか、また、これの導入による経費等の削減策について
 - (6)再循環送風機の仕様変更について
 - (7)DCSの予備品管理状況について
- 3 今後の大規模溶融炉への転換計画と、排出されるCO₂の削減策について
 - (1)更新時には広域化によるゴミ処理量の増加を見込んだ経費等の削減計画の策定と、市民負担の軽減について



入居者の安全確保は、早急に解決すべき最優先課題ととらえており、安全確保の方策は、耐震性を有している既存の市営住宅に空き室が発生した時や、民間賃貸住宅を市営住宅として借り上げた際、公募による入居者募集に優先して住みかえの案内をしている。なお、これらの住みかえに際しては、引っ越し費用の一部に充ててもらうため、移転補償費を支給するほか、急激な家賃上昇を緩和するため傾斜家賃を適用している。

要支援世帯が新規に入居可能な戸数200戸の供給目標は、入居がえも含めた新たに入居いただけるよう供給する延べ戸数で、既存の市営住宅の空き家募集も含んだ数で、平成18年度から平成22年度までの5カ年の供給実績からおおむね達成できるものと考えている。

亀山市住生活基本計画に、新規整備建てかえ戸数30戸とあるのは、既存ストック活用や民間賃貸住宅の借り上げによる住宅の供給状況によっては、住宅の建てかえ等の手法も考えられる余地を残して計画を策定し、供給目標を定めているものである。しかしながら、既存の取り組みにより住宅供給も進められているところから、現状としては当面の間、市営住宅の建てかえは行わない方針としている。

(2) 溶融炉で排出のCO₂をカーボンオフセット化する考え方について

問 燃焼用の酸素と灯油の注入量を削減する計画で、経費削減のために低流量バーナーと推測するが、流量を少なくできるのは、酸素の濃度を上げて炉内の温度を上昇させるのか、灯油の流量を削減する場合であれば、削減しても炉内の温度上昇には関係があるのかないのか、その理由について確認をする。

次に再循環送風機の仕様変更とは、機器の交換と理解しているが、この機器の使用目的と仕様変更の理由はなぜなのか確認をする。

答 今回更新する低流量バーナーは、排ガス燃焼室の失火防止用に常時点火しているパイロットバーナーであり、これを細かな制御ができ、灯油の使用量を抑えることが可能な機器に変更するもので、燃焼室の温度上昇には、従来から設置しているサブバーナーを使用するため、問題がないところである。

また、再循環送風機の仕様変更は、排ガス再循環送風機は、ろ過式集じん機から出た排ガスを循環させ、排ガス燃焼室へ再度送り込むための設備で、高耐熱炉布の採用により排ガス温度が高くなるため、その温度に耐えられる送風機に変更するものである。

伊藤 彦太郎（ほぶら）

市長マニフェストにある「支所機能を兼ね備えた消防北東分署」について

- 1 常備消防力適正配置調査により、北東分署の設置が必要とされた場合、支所機能はどうするのか。「支所機能を兼ね備えた消防北東分署」か、「消防北東分署」か、どちらを設置するのか
- 2 常備消防力適正配置調査により、北東分署の設置が不要とされた場合、北東部を対象にした支所を単独で設置するのか



関文化交流センターのバリアフリー化について

1 エレベータ設置の考え方について

問 関木崎、関新所、関中央、関南部、泉ヶ丘・富士ハイツの5地区の合同のコミュニティセンターとして、関文化交流センターが設定されている。旧関町時代から、町民会館として文化行事などを中心に行われ、町民に親しまれてきた施設ということで、コミュニティセンターとの位置づけはぴったりだと思うが、ホールを除くほとんどの施設が2階・3階にある。高齢の方の利用もあり、関文化交流センターへのエレベーター設置につい

福沢 美由紀（日本共産党議員団）

災害時の市民の避難について

- 1 今回の台風6号、12号の経験を踏まえ、市が反省・検討したこととは何か
- 2 代表避難所（井田川小学校）のトイレが和式のみで、高齢者が大変不自由であった。せめて洋式トイレを設置するべきと思うがどうか



地域公共交通について

1 地域公共交通会議の進捗状況を含め、今後の方針について伺う

アートによる街づくりについて

- 1 市民と協働で行われているアートによる街づくりについて、どのような効果があると考えるか

問 地域公共交通会議の進捗状況及び今までの経過と、次は北部が予定されており、遅れているところであるが、今後の方針について伺う。

答 市では、平成19年に策定をした地域生活交通の再編方針に基づき、亀山市地域公共交通会議で協議を行いながら、バス路線の再編を進めてきた。これまで、新たな再編ルートとして、関坂下地区

ての考え方を聞く。

答 亀山市閑文化交流センターは、地域の自主的な活動を支援し、もって市民の文化及び教養の向上、並びに社会福祉の増進を図るために設置をされ、多くの市民の方々に利用されている。

施設については、平成21年度には耐震改修工事を完了し、本年度には駐車場舗装工事、施設内の装備品の修繕を予定している。

閑文化交流センターは、ホールを除くほとんどの施設が2階、3階にあり、3階への移動手段が階段のみである。今後、5地区のコミュニティーの役員さんに施設の構造など十分お聞きをして、また3階に設置をされている図書館についても利用者に意見を聞くなど、十分地元の方の意見を聞きながら、エレベーター設置、また構造上の問題もあわせて検討していく。

と総合保健福祉センターあいあいを結ぶ西部ルート、川崎地区と市中心部を結ぶ東部ルート、天神・昼生地区と市中心部を結ぶ南部ルートの運行を開始してきた。

今後は再編事業である北部ルートの再編が残つており、この北部ルートについては、きめ細かい経路や停留所の設定が可能な交通サービスを持つデマンド交通、また地域やNPOが事業主体となり、市の補助金や地元から負担金を集めなどして運行する交通サービスなどの新たな仕組みというのも取り入れる可能性も含め、効率的で効果的な運行ということを検討していくところである。

新たな仕組みの導入については、市としての総合的な考え方をあわせて整理が必要になり、後期基本計画の中で対応をしていきたいと考えているが、早期に、新たな仕組みに対する実証・実験を行っていきたい。

森 美和子（公明党）

生きがいを持てる福祉の展開について



1 高齢者支援について

- (1)一人暮らしの高齢者の実態把握について
- (2)一人暮らしの高齢者の見守り強化について
- (3)認知症高齢者の徘徊等の事故を防ぐ対策について
- (4)認知症サポーター養成の促進について
- (5)介護予防対策（簡易聴覚チェッカーの導入）について

(6)救急医療キット配布の進捗状況について 危機管理体制について

1 台風6号と台風12号の検証について

- (1)避難所の在り方について
- (2)女性防災会議の開催について

問 難聴から社会参加ができづらくなったり、家庭内でも孤立することにより、生きがいを失い、閉じこもりやうつ、認知症になるケースがあると言われている。その対応として市が介護予防の一つとして行っている「おたっしゃチェック」の中に、このチェッカーを組み込むことはできないのか。

併せて救急医療キット配付の進捗状況と、携帯用の救急キットに対する認識について伺う。

坊野 洋昭（緑風会）



事業仕分けについて

- 1 目的、意義は何か
- 2 平成22年度までの事業仕分けについての総括を問う
- 3 平成23年度の事業仕分けについて
 - (1)誰がどのような人員、規模及び時間を使って行ったのか
 - (2)事業仕分けの委員は誰がどのような観点から選ぶのか
 - (3)不要とされた事業について今後どのように取り扱うのか
- 4 今後も事業仕分けを同じ手法で続けるのか

避難所指定について

- 1 避難所は市内に何カ所指定されているか。そのうち学校は何カ所あるのか
 - 2 避難所にどのような設備の設置が必要と考えるのか
 - 3 防災倉庫や非常用照明装置の設置率について問う
 - 4 学校の防災対応マニュアルの策定について問う
- 県と市町の地域づくり連携協同協議会（地域会議）のトップ会議について
- 1 トップ会議に臨むに当たり、どのような準備をされたか問う
 - 2 亀山市として何を要望されたのか
 - 3 トップ会談に対する市長の評価を問う

市道野村布気線について

- 1 平成25年供用開始は可能か
- 2 県道亀山関線との一体性及び事故多発地点の改良の必要性について市の見解を問う

問 野村布気線は平成25年度に供用開始できるの

答 簡易聴覚チェッカーは、簡易的に聴覚をチェックするもので測定環境の整備が必須となる。簡易聴覚チェッカーを「おたっしゃチェック」の中に加えることは、環境整備等の課題も含めて今後前向きに検討していきたい。

救急医療情報キットは、119番通報で駆けつけた救急隊員が患者を搬送する際、また搬送先の医療機関にとって必要な緊急連絡先やかかりつけ医などの情報をメモにして、専用の筒状のケースに入れて家庭に備えておいていただくもので、地域再構築プランに位置づけた事業で、現在、配付に向けて準備に取り組んでいる。

キット配付の対象者については、当事業が今回初めて実施するものであることから、まずは世帯全員が65歳以上の方を対象としている。しかし、日中独居の世帯など、ご要望の方もたくさん見えるので、今後配付できるように取り組んでいきたい。

ご提言いただいた携帯キットについてもまずは今回の救急医療情報キットの取り組みを進めていきたいと考えており、次の段階に向けた新しい仕組みを研究する中で、検討をしていきたいと考えている。

か。できないのであればそれは何がネックになっているのか。

合併して、亀山と関が一緒になったがアクセスは全然進んでいないことについてどう考えるのか。

答 市道野村布気線については、測量設計が完了し、用地買収を進めてきており、既に個人の地権者についてはご理解をいただくことができたが、残る企業との用地交渉がはかどらないため、供用目標である平成25年度を1年先送りし、平成26年度の供用開始を目指して、さらに用地交渉を始めとする事業の推進に努めていきたいと考えている。

事業推進のネックについては、企業が所有している当道路整備に必要な用地については、遊休地ではなく、現在、企業の操業に必要な用地であることから、土地が減ることへの代替地や、土地を売ることによる営業的な補償などの企業の経営にかかることから、細部にわたっての条件整備に時間を要しているというのが現状である。

また市道野村布気線、並びに県道亀山関線の道路整備については、工業団地やスマートインターチェンジを経由する亀山市にとっての必要不可欠な東西軸の道路であることからできるだけ早期の供用開始に向けて事業展開してきているが、更に全力を挙げて取り組んでまいりたい。

中村 嘉孝（新和会）

障がい者小規模作業所支援事業について



- 1 市内作業所運営の状況について
- 2 三重県障がい者小規模作業所運営補助金について
- 3 自立支援法に基づく事業所移行について
- 4 小規模作業所の統合について

放課後児童健全育成事業（学童保育）について

- 1 運営形態の今後の方向性について
 - 2 学童保育施設に対する考え方について
 - 3 量的・質的な拡充と格差是正について
- 国道25号（県管理）の整備について
- 1 国道25号の改良済延長と改良率について
 - 2 改良整備遅滞の理由について
 - 3 県への要望について

問 三重県障がい者小規模作業所運営補助金が来年から廃止されると聞いているが、今後どのような方向性になるのか。

「つくしの家」と「なかまの部屋」の統合についての案が提案されたと聞く。利用者の真のニーズを理解し、エンパワーメントを高めるために細やかで、小規模だからこそ可能な個別の支援こそが、今後の事業所の存在価値でもあると考える。両施設が両立できるように最善策を考えていただきたい。

竹井 道男（市民クラブ）

時間外勤務と要員配置について



- 1 なぜ時間外勤務が必要なのかについて
- 2 職員数、時間外勤務時間、臨時職員数との関係について
- 3 時間外勤務の指示について
- 4 要員配置に問題はないのかについて

図書館システムの活用について

- 1 図書館システムの状況について
- 2 学校図書館管理システムの状況について
- 3 図書館システムを活用して学校図書館管理システムを運用できないのかについて

問 現在の図書館システムは、合併時に更新をして、平成18年2月から稼働し、稼働後6年を迎えていると聞いているが、図書館システムの運用状況について確認する。

東小学校の学校図書館管理システムは平成15年度に導入をされ、9年目を迎えているがこれまでの取り組みの状況等を確認する。またその間、ほかの学校へのシステムの反映がなかった理由はなにか。

更に、図書館のシステムを活用して各学校図書館管理システムを運用するなど、ネットワーク型のシステム導入についての考え方について聞く。

答 平成18年に施行された障がい者自立支援法では障がい者(児)の方が利用されている入所施設や通所事業所など、県に認可されている事業所を初め、無認可の小規模作業所においても平成24年3月までに法に基づく事業所への移行が求められている。移行後は、事業に伴う報酬で運営をしていただくことになり、移行によって、これまでを上回る収入を得ることができるようになり、職員体制の充実も図られ、通所者も増加し、充実した就労支援が受けられるなどのメリットがある。

「つくしの家」と「なかまの部屋」の統合については、現在、社会福祉協議会において保護者との話し合いやアンケート調査を実施し、統合せずにそれぞれを残す方向とともに、サービスの手法について再度検討されていると聞いている。市としても、保護者と十分話し合って合意を得るように伝えている。

今後も障がい者の増加が見込まれる中で、障がい者福祉計画で基本目標としている障がいのある人も住みなれた地域で必要なサービスを受けながら自立して安心して暮らせるよう、暮らしの場としてのグループホーム、ケアホーム、また、日中活動の場としての通所事業所の充実を図っていく必要があると考えている。

答 図書館の電算システムによる日常業務は、図書貸出券の発行による利用者の登録業務や図書の貸し出し、蔵書検索や利用者検索などで、年々、蔵書冊数や入館者数の増加や、システムのふぐあいの発生も見受けられる状況にある。現在の電算システムを利用した統計データの利用など利用者のサービス向上を進めるためにも電算システムの更新が必要であると考えている。

亀山東小学校の図書館システムは、平成15年度から図書のデータ化を行い、バーコード入力により校内の本の貸し出しを行っている。本の貸し出しや返却が早く正確にできるようになり、学校図書館を利用する子供がふえるとともに、読書習慣が身につきつつあるところである。

亀山東小学校のシステムをほかの学校へ広げなかつた理由は、1校分のコストがかかり過ぎることや、まずは図書館に人がおり、温かみのある場を確保するため、図書館協力員を配置することを優先したことなどである。

また、現在調査・研究の中では、学校図書館システムを市単独で導入するより、市立図書館のシステム更新に合わせた方が安価で導入できることが明らかになっており、ネットワークが構築されると市立図書館と学校図書館とが結ばれ、市内読書推進の取り組み強化につながると考えている。

櫻井 清蔵（ぱぶら）

人権について

- 1 6月定例会において質問をしたが、条例を制定する考えを再度尋ねたい
- (1)条例制定への意欲について（元三重県生活文化部長の経験を踏まえて、いまだ未制定である亀山市のあり方について）



保育所について

- 1 市長の各園の見解を知りたい

- (1)保育士の適正配置について（児童福祉施設最低基準、通知「平成10年2月18日・児発第85号」の捉え方にについて）

障がい者福祉について

1 小規模作業所の今後について

合併特例債について

- 1 今後の推移について知りたい

9月定例会市政現況報告について

- 1 地上波デジタル放送の完全移行において、「大きな問題も発生せず」と表現されたが、その認識の真意について知りたい

問 市長のマニフェストには、2年以内に2カ所の小規模作業所、1カ所のグループホームを整備するとなっている。ところが、平成23年7月30日、障がい者小規模作業所保護者説明会の中で、「つくしの家」と「なかまの部屋」の統合についての説明があったと聞くが市長はどう考えるのか。

作業所へは自分の車いすで通所している方もいる。障がいを持ってみえる方々を、地域が見守る



宮村 和典（緑風会）

当市の人口について

- 1 人口が5万人未満となった要因は何か
- 2 当市に及ぼす影響は何か
- 3 回復するための施策をどのように講ずるか

JR下庄駅周辺の再開発について

- 1 過去に3度質問しているが、交渉経緯を問う
- 2 課題は何か
- 3 総合計画の後期基本計画に載せる考え方を問う

シャープ亀山工場の新展開について

- 1 亀山工場全体の稼働状況を問う
- 2 第1工場の生産体制を問う
- 3 当市に与える影響を問う

問 私は、このJR下庄の駅西について過去3回質問している、3回目の質問以降、今日に至るまで、JR東海とどのような交渉をされてきたのか。責任ある、熱意ある交渉をしてきたのか伺う。

亀山市にある五つの駅のうち、いろんな意味で一番劣るのは下庄駅である。下庄駅の整備を後期基本計画に載せる考えはあるのか確認する。

ことからも、2つの施設は残していただけるのか伺う。

答 障がい者施策については、マニフェストの趣旨にのっとり小規模作業所3カ所への財政的支援を行っており、本年度、亀山市障がい者福祉計画の見直しや、第3期の亀山市障がい者福祉計画の策定を進めるなど取り組んでいる。

小規模作業所の統合については、障がい者自立支援法に基づく新体系への移行の1案として亀山市社会福祉協議会より8月上旬に聞いたもので、この二つの施設を残しつつ、新体系への移行を可能とする方策について、健康福祉部長に対し、社会福祉協議会事務局長の同席のもと、再度検討するよう指示をしたところである。現在、保護者の意向確認や協議会の運営体制の検討などを進めていると承知している。

障がい者施策としては、住みなれたこのまちで、障がいを持たれた方が自立をして暮らし、働いていけるような、環境をつくりたいと考えており、そういう具体策を展開している。

「つくしの家」、「なかまの部屋」については、歴史的背景、現状、これを新体系の中で社会福祉協議会が運営できるのかという課題もあり、それをクリアしていただいて、亀山市の障がい者福祉政策が進んでいくように支援をしていきたいと考える。

答 JR下庄駅については、これまでJR東海との協議や要望を行っており、平成21年度にはJR東海に対し、駅前舗装要望を行うとともに、駅の駐輪場整備について三重支店と協議を行っている。また、平成22年度には、三重県鉄道網整備促進期成同盟会の要望書において、下庄駅の利便性向上に資する施設整備の要望を行っている。今後も必要に応じてJR東海との協議を行っていきたいと考えている。

JR下庄駅の周辺の整備に当たっては、過去にも提案しており、協議もしてきたが、JR東海との交渉や土地の制約などを考えるとさまざまな問題があると考えており、その問題についてはハーダルが高いと考えている。

一方で、駅をご利用いただく皆さんの安全性の確保、あるいは利便性の向上という視点については、しっかりとその方策を考えていきたいと考えている。

前田 耕一（市民クラブ）

学校体育施設の整備について

- 1 中学校運動場の現状について
- 2 小学校運動場の現状について
- 3 整備の現況と今後の計画について

雇用の現況と対策について

- 1 市内企業の雇用状況について
- 2 来春高校卒業予定者の求人状況について
- 3 企業誘致の計画とトップセールスについて

問 市内の3中学校の運動場の現状についてどう認識しているか。運動場の面積が生徒1人当たりの基準はクリアしていても、クラブ活動で使うには不十分ではないのか。

また、小学校の運動場の現状についても、南小学校は天然芝で良い状態であるのに、亀山東小学校、川崎小学校は比較にならないほど悪い状況で、いいグラウンド、悪いグラウンド、相当格差があると思うがどうか。

早急に対応が必要な運動場は、現在3校あると思っているが、今後の具体的な整備計画はあるのか、既に取りかかる準備があるのか伺う。

答 3つの中学校のグラウンド面積は文部科学省令で定める中学校の設置基準の運動場の面積は満



高島 真（いすれの会派にも属さない）

L E D防犯灯について

- 1 市内の防犯灯の設置数について
- 2 年間の電気料金について
- 3 今後の取り組みについて



防災体制について

- 1 市内の備蓄品等の保有状況について
- 2 緊急時における備蓄品等の配布体制について
- 3 避難所の備蓄品等の保有状況について
- 4 災害時における市役所の体制について

問 市内の備蓄品等の保有率は一体どれだけあるのか、避難所での食糧の保有はどうなっているのか伺う。

次に様々な状況の災害を想定して、どういう体制を組めるのかというようなハザードマップは作成されているのか。災害時における市の体制について聞く。

答 市の備蓄倉庫は中央防災倉庫、関防災倉庫、本町防災倉庫など市内に10ヵ所あり、今年度、亀山南小学校、野登小学校にも倉庫の設置を進めている。

たしているが、排水状況については、亀山中学校は平成7年度に側溝などの改修工事を実施しているものの現在は排水状態も悪く、降雨後すぐには使用できない状況であると認識している。

またクラブ活動については、練習内容に応じ、西野公園運動場の各施設や亀山公園庭球場、また亀山市閑総合スポーツ公園などを借り上げたりして対応している。

小学校のグラウンドの改修は、主に排水対策として、大規模改修を計画的に実施してきているが、亀山東小学校は、排水経路等の問題などもあり、関係機関と現在調整を進めている。

本年度に亀山中学校については、排水対策のための改修を予定しているが、グラウンドの拡張は現在のところ困難であると考えている。

亀山東小学校については、日々に取り組まなければならぬと認識しており、関係各機関との調整等が整ったら、予算確保に努めていく。川崎小学校などのグラウンド整備については、グラウンドの機能低下や利用状況、また学校施設整備計画等も見きわめつつ、順次計画的に整備を進めしていく必要があると認識をしている。

備蓄品の主なものは、乾パンやアルファ米の食料、飲料水、赤ちゃん用の粉ミルク、発電機、毛布、投光機、おむつ、簡易トイレ、チェーンソーなどの救助資器材を備蓄している。

避難所への食料等の配備については、保温対策等の関係から、学校や近くのコミュニティセンターなど、公共的な施設へ配備ができないかと考えている。

非常時における参集体制は、風水害は、気象警報が発令をされた場合、警戒体制として災害対策本部を設置し、状況に応じて、1次配備25名、2次配備84名の体制、状況が悪化をして甚大な被害が発生するおそれがある場合、非常体制として全職員を配備し、応急対策に当たることとしている。地震の場合は、震度5弱で警戒体制78名、5強以上で非常体制としている。

被災の状況や内容にもよるが、職員が参集できないということも当然想定をしていかなくてはならない。それに対して、平時からしっかりと準備、シミュレーション、あるいは訓練をしておくことは大変重要なことだと思っている。

豊田 恵理（いずれの会派にも属さない）

亀山市の防災に関して

1 災害時の避難について

(1)台風12号に伴う避難状況について

- ア 避難勧告の周知について
- イ 避難所の状況について

(2)洪水ハザードマップについて

- ア どのような基準で警戒地域が決められたのか
- イ 防災に関する知識の啓発について

(3)防災協定について

ア 亀山市の防災協定実施状況について

- イ 亀山市の備蓄品の保有状況について
- ウ 備蓄・配送の考え方について

事業仕分けの実施について

1 22年度事業仕分け結果について

- (1)結果を今年度どのように反映したか
- (2)事業選定のあり方について

2 今回の工夫と課題について

問 今、あちこちで過去の記録を塗りかえる大雨、洪水が起こり、年々被害が甚大となっているが、亀山市のハザードマップはどのような基準で警戒地域が決められているのか。

また、市ではどのような災害時協定が結ばれているのか伺う。



答 ハザードマップを作成した基準であるが、浸水想定区域の条件は、鈴鹿川は150年に1回、6時間で268ミリ、椋川は30年に1回、1時間で最大90ミリという豪雨を想定して、川からあふれ出る水により浸水する区域を想定している。水防法第15条に基づき、平成21年度に浸水想定区域に当たる自主防災組織、消防団、国土交通省、三重県、市消防、市職員から成る亀山市洪水ハザードマップ策定委員会を立ち上げ作成した。

亀山市が締結している応援協定は26件で、うち他の自治体間と締結しているのは8件、各種団体や企業等とは18件となっている。

人的支援や物的支援を中心とした自治体間の協定は、三重県市町村災害時応援協定、東海道五十三次市区町災害相互応援に関する協定と、昨年11月8日に締結した市町村広域災害ネットワーク協定がある。また、各種団体や企業等との間では、昨年7月1日に締結した中部保安協会との災害時における電気の保安に関する協定を初め、医療救護活動や看護応援活動、応急救護、食料や生活必需物資の供給に関するもの、またガス・ガソリンなどの燃料の調達、ライフラインの確保など、さまざまな協定を締結してきている。



議会改革推進会議を設置しました

「亀山市議会基本条例」には、継続的に議会改革を推進していくため、「議会改革推進会議」を置くことが規定されています。これに基づき、平成23年8月19日、「亀山市議会議会改革推進会議」を設置いたしました。

議会改革推進会議は議員全員をもって組織され、その補助機関として、議員7人で構成する検討部会を置いております。

議会改革推進会議では、今後、地方分権の時代にふさわしい市民に身近な議会として、亀山市議会の在り方の調査及び研究を行い議会改革を進めていきます。

議長から市長に提言を行いました

亀山市議会では平成22年8月、議会及び議員の活動についての基本理念を明確に掲げ、開かれた議会、常に改革を推進する議会を実現するために「亀山市議会基本条例」を施行しました。

委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会運営に努めていくことが規定されており、亀山市議会に設置されている3つの委員会は、所管に関するテーマを決め、およそ一年をかけて現状把握をするとともに、関係団体との意見交換会や、先進地視察を行い、さまざまな検討を行いながら調査、研究等を行ってきました。

そして、その結果を9月定例会で報告し、議長がそれを取りまとめ、今後の市政に反映されたく市長に下記のとおり提言書を手渡しました。

総務委員会

テーマ 消防・救急体制について（亀山市の「消防・救急体制」の充実を図ることを目的に調査・研究を行った。）

提言

1. 人口が密集している市北東部地域への救急出動が多く、また、現場までの到着時間を要するため、早急に「消防署所」を設置すること。
2. 救急体制の充実を確保することから、市と市民の役割を明確に示し、市民と協働して救急車の適正な利用を推進するための施策を講じること。

総務委員会（関係団体との意見交換）



教育民生委員会（各保育所の視察）

教育民生委員会

テーマ 保育所について（亀山市の保育所が抱える課題解決に向け、調査・研究を行った。）

提言

1. 早急に各保育所の移転も視野に入れた改築・改修の年次計画を立て、その整備を進めるとともに、駐車場、通園路等の周辺整備を図り、保育環境の充実に努めること。
2. 保育士については、正規の職員を増やし、職員のモチベーションを高めるとともに保育の継続性を確保するなど、保育サービスの質の向上に努めること。
3. 待機児童対策については、施設及び人員の両面から保育所の定員の拡大を図るなど抜本的な待機児童の解消に努めること。
4. 延長保育実施保育所の拡大、土曜日の午後保育及び病児保育の実施など、多様化する保育ニーズに見合った施策を講じること。

産業建設委員会

テーマ 農業について（亀山市の農業の課題と今後の施策のあり方について、調査・研究を行った。）

提 言

- 耕作放棄地対策として、農地については環境保全という視点に立ち、これ以上耕作放棄地を出さないよう、地域の意見も聞きながら、各農地の状況に応じた農用地区域の見直しを行うとともに、地域で農地を守る取り組み等に対して手厚い支援を講じること。
- 獣害対策として、地元や猟友会と協議し、現状や要望等を聞き取るとともに、生産性はもちろんのこと、生産意欲にまで悪影響を及ぼすことがないよう、より柔軟かつ多面的な対策を講じること。
- 営農者への支援として、現在の営農組合やそれに満たない小規模グループを育てるため、農道整備や水利確保など問題に対する支援を行うとともに、営農者に意欲を持たせるため、農家自身が価格設定が出来る直売所や学校給食との連携による地産地消の場を確保すること。
- 農業政策を進めるうえで、農業委員会や農業協同組合の存在は非常に重要であることから、両組織とのさらなる連携の強化に努めること。



市長に提言書を渡す大井議長（10月5日）

常任委員会等行政視察報告

各常任委員会、議会運営委員会は市政に反映させるため先進地の行政視察を行いましたので、下記のとおり報告します。

総務常任委員会（平成23年7月12日～14日）

◆ 観察先 宮崎県延岡市

◆ 観察内容

- 救急車の適正な利用を推進するため「地域医療を守る条例」制定の経緯及び「市民協働による啓発活動」等の取り組みについて

延岡市では、軽症患者の救急要請が年々増加していたことで、消防・救急体制と医療体制に影響を及ぼしていたことにより、救急車の不要な利用を抑制し、市民が「地域医療を守る」意識を高めるために約15万人の署名活動を実施したり、様々な市民団体が地域医療シンポジウム及び寸劇などの啓発活動を行った。

また、行政としては、時間外受診を抑制する啓発パンフレットや地域医療特集を組んだ広報の発行、夜間救急センターの充実などに取り組むとともに「地域医療を守る条例」を制定し、市と市民が協働して軽症患者が安易に救急要請しないよう呼びかけたり、「掛かり付け医」を持つように推進する活発な啓発活動を行うことで、救急搬送患者が40%も減少し、結果として「消防・救急体制」の充実につながった。

亀山市としても、「消防力の強化・充実」を図るとともに、安定した医療体制を確保するためにも、このような啓発活動を市民と協働して取り組む必要があると考える。



◆ 観察先 広島県東広島市

◆ 観察内容

- 「消防広域化」の経緯及び現状について
- 消防力向上及び最適化に向けた取り組み等について

市町村合併をしなかった東広島市、竹原市、大崎上島町の2市1町で消防体制について、広域化を実現するための消防行政研究会を立ち上げ協議し、その結果、広域化が実現したことにより、一つの体制となり、消防本部が統一されたことによる経費の削減や現場対応できる消防署員等の人員確保、また、緊急出動において迅速な対応などが図られ、消防力の向上と市民サービスの向上につながった。

また、消防力向上の取り組みとしては、現在、亀山市が実施している「常備消防力適正配置調査」が東広島市では既に実施済であり、その調査結果により、さらに経費削減に向けた署所及び人員の配置などの検討に取り組んでいくとのことであった。

亀山市としては、近隣市と火災関係の応援協定は締結されているが、救急要請を含め、あらゆる応援依頼ができる協定を締結するなど、緊急時ににおける体制を強化していく必要があると考える。

一方、県において平成19年度に三重県消防広域化推進計画が策定されており、段階的に平成24年度までにはブロック別に広域化を、また、将来目標は県域消防本部を目指して協議中のことであるが、広域化することにより市民サービスの向上、消防体制の効率化、総合的な経費の削減、ひいては市民負担の軽減につながらなければならなく、今後において十分な検討が必要と考える。



教育民生常任委員会(平成23年7月5日～6日)

◆視察先 長野県長野市

◆視察内容 埋蔵文化財センターの運営状況について

長野市の埋蔵文化財センターは、昭和62年に博物館に併設して設置され、保護手続き、調査研究、教育普及、収蔵管理が行われている。

埋蔵文化財センターが抱える課題としては、埋蔵文化財のみを切り離して処理しているため、文化財保護行政の一体性に問題が生じること、多くの業務が博物館業務と重複すること、さらに発掘調査業務の事業量の減少などがある。

文化財整理所や保管場所が十分でない亀山市から見ると、文化財保護の行政をどこが担うのか、博物館と埋蔵文化財センターは併設が良いのか、独立したものが良いのかなど、今後、検討する上で随分参考になった。

特に併設か独立かは、遺物の活用、公開に当たり、どれだけの市民の方が訪れるかによって決まるのではないかと感じた。

亀山市では、これから「伊勢鈴鹿の関」などの発掘作業がまだ続いている。こうした施設の整備、充実はどうしても必要な事業であり、今回の視察を今後の埋蔵文化財の保護行政に役立てていきたいと思う。



◆視察先 長野県塩尻市

◆視察内容 奈良井宿

(重要伝統的建造物群保存地区)

関宿と同じ重要伝統的建造物群保存地区である奈良井宿は、木曽路の交通の要衝として栄え、近代以降大火がなかったことからも江戸末期の形式の町家が多く残っている。

重要伝統的建造物群保存地区の指定については、昭和53年に国からの選定を受け、宿場の町並みは、地理的な条件もあり、都市化が進まずに昔の風情が色濃く感じられる。

面積は関宿の半分程度であるが、奈良井宿が国の指定を受けたのが関宿より6年早く、生活をしながら町並みを残すという点で方向性が一致したため、関宿の整備は奈良井宿が参考になっている。

また、奈良井宿では、選定後すぐに防災対策事業を実施しており、防火水槽・消火栓の設置が完了している。関宿では、消火栓が設置されている

とはいって、上水道と共に非常時の使用に懸念がある。

さらに、平成21年度には個別建造物の耐震対策についても調査が実施され、保存修理への適用が始まっているが、関宿では市所有の建造物では耐震化が図られているものの、個々の建造物においては対策が十分ではなく、今後の課題である。



◆視察先 愛知県小牧市

◆視察内容 「公設・公営」の学童保育所の運営状況について

小牧市では、16小学校に21カ所の学童保育所があり、そのすべてが公設（ほとんどが学校の中にある）・公営で行われており、現在1,085人の児童が入所している。

公設・公営となったのは、前市長が選挙公約で掲げていたのを実現したことによるもので、公営のため指導員も市が雇用する嘱託職員と臨時職員であり、保護者が負担する保育料は、亀山市の半分程度となっている。

小牧市の学童保育所には定員がなく、これは公立である以上、公平性を確保することが必要であり、入所条件を満たしていれば、入所を断ることはできないという判断によるものである。

市がすべて入所受付をするため利用基準がつくれられ、「保護者が月15日以上かつ1日4時間以上保育できない家庭」となっている。また、対象となるのは3年生までで4年生以上は対象外となっているが、これは小牧市では4年生になると放課後、学校でクラブ活動があり、それに参加するためだということであった。利用基準や指導員の配置については、亀山市は「民設が基本」となっているためそれぞれの学童保育所で異なり、小牧市と一概に比較はできないが、小牧市を視察して「公設が当たり前の姿だ」というのが参加した委員の感想であった。



産業建設常任委員会（平成23年7月11日～13日）

◆視察先 愛知県岡崎市

◆視察内容 獣害対策について

岡崎市では、有害鳥獣の生息範囲が拡大傾向にある中、補獲を委託する猟友会では高齢化などにより担い手が不足している。市では、猟友会へ捕獲おりの貸し出しや、農家へ防護柵の補助金の交付などの方策を取っている。今後は、山林と農地の間の木を伐採して見晴らしを良くして獣害被害を防ぐことを検討している。

市内には中部猟踊会というNPO法人があり、自作のおりを使って農家と猟友会が共同でイノシシの捕獲に取り組み、捕獲肉を解体施設で加工し、販売も行っている。規制の多い解体施設は多額の費用がかかることや、獣肉の需要喚起も今後の課題であろうと感じた。

亀山市では、今後環境基本計画と連動させて、里山の保全や生物多様性の確保などの視点で独自の事業の展開を模索出来るのではないかと感じた。



中部猟踊会 イノシシ解体施設にて

◆視察先 静岡県掛川市

◆視察内容 農業委員会と「やる気塾」の耕作放棄地への取り組みについて

掛川市では、地域・農業者・農協・行政が一体で組織する「農業活性化やる気塾」が市町村合併前の24の旧村単位に設置されており、各地域の特色を生かした農業の振興を図ろうと活動している。各地域で土地に見合った作物（黒大豆、イチゴ、デントコーンなど）の耕作により遊休農地の活用を図り平成18年からの2年間で耕作放棄地解消対象農地の74%を解消するなどの効果を上げている。

コミュニティ単位の地域での取り組みの有効性を感じ、亀山市においても強化、拡大していくといった感想を持った。

◆視察先 愛知県豊田市

◆視察内容 市の仲介による農地バンク制度について

農地バンク制度とは、管理不可能な農地の所有者が農地バンクへ登録した農地を、農地を借りたいという人へ紹介や、斡旋をし、有効に活用する制度である。市と農協が主体で運営する「農ライフ創生センター」では、定年退職者など新たな農業の担い手の育成支援や気軽に野菜づくりを始めたい人などを対象にさまざまなコースを設け、農業指導研修なども行っている。研修終了者には農地や農機具の貸し出しも行っている。毎年数十名の農業従事者の確保や若年世代の就農のきっかけにもなっている。農地の斡旋と農業技術指導をセットにすることにより遊休農地の有効活用の効果を生み出していると感じた。



農ライフ創生センターにて

◆視察先 長野県松川町

◆視察内容 遊休農地対策について

松川町では、平成21年に農協と町が、遊休農地の発生に歯止めを掛けようと懇談会を開催し、遊休農地対策モデル事業として遊休農地でサツマイモを栽培し焼酎にして売り出すという取り組みを始めた。「松川いもくらぶ」という実行委員会を立ち上げ、農業委員会と町民とが一体となり町の活性化に努めている。遊休農地の解消に向け、まずは地域づくり・地域おこしの側面から取り組む姿勢は大変参考になった。

今回の視察を通して、農業委員会と農協と行政の三者の協力関係の構築の必要性を感じた。また、耕作放棄地の解消や有害鳥獣対策については、環境保全という側面から視点を変えて取り組みをすべきではないかというのが参加した委員の感想であった。

議会運営委員会（平成23年7月28日～29日）

◆視察先 福井県敦賀市議会

◆視察内容 予算決算常任委員会の設置について

敦賀市議会では、予算決算常任委員会の設置について、議会運営委員会で、およそ1年半かけ先進地視察も行いながら検討、協議を行った。

設置の理由としては次のことが上げられる。

- ・行政事務の拡大多様化により部局の範囲を超える業務が増えており、予算全体について横断的な審査を行う手法が求められたこと。
- ・予算の分割付託は議案一体の原則に反しており、法的に認められないため是正が求められたこと。
- ・平成18年の地方自治法の改正により常任委員の複数制が採用されたこと。

委員会の運営方法は、委員会に、全体会と分科会を設置し、まずは全体会で基本質疑を行い、その後、それぞれの分科会で所管事項を審査している。

この審査方法により委員間の討議を活発に行うことで委員会の活性化を図り、最終的には議会として政策提言を行うなど、市政により効果的に反映させることが出来るよう取り組んでいきたいとのことであった。

予算決算常任委員会の設置により、議員全員がすべての予算の審議に携わることができ、多くの意見を市政に反映できるようになる半面、現在設置されている各常任委員会の役割りが条例審査等にとどまり、常任委員会が形骸化される恐れもある。議会の行政に対する監視、評価、議会自身の政策立案機能を高めていくためにも、我々亀山市にあった予算・決算議案の審査方法を検討していく必要がある。



◆視察先 福井県越前市議会

◆視察内容 議会改革について

越前市議会では、地方分権社会において自立した行政経営を行っていくためには、二元代表制の一翼を担う意思決定機関である議会がさらなる議会活動の活性化を図り、これまで以上に市民の代表としての責任と役割りを果たして行くことが必要であることから、平成19年3月、これから議会運営等のあり方について中長期的な観点から調査検討するため、議長の諮問機関として「議会活性化検討委員会」を設置し、議会の監視機能の強化に関することなど7項目について諮問がなされた。

現在までに、第1次答申として、議会の監視機能の充実強化や議会報告会の開催について、第2次答申として議会基本条例について答申がなされており、議会基本条例については平成22年4月に制定されている。

また、議会報告会を市内全域17地区において開催し多くの市民と活発な意見交換をしている。

亀山市も昨年8月に「亀山市議会基本条例」が施行となり、様々な改革、取り組みを進めているところである。議会報告会は、亀山市議会の今後の課題でもあり、越前市議会の市内全域で積極的に行っていることは、市民に情報を積極的に提供し住民参加の開かれた議会を目指すといった観点からも参考したい。



請願の結果（9月議会で審査）

件 名	請 願 者	紹 介 議 員	結 果
義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担を求める請願書	亀山市関町木崎1416 亀山市P T A連合会 会長 大森 文男 外2名	竹井道男、伊藤彦太郎、坊野洋昭、福沢美由紀、豊田恵理、中崎孝彦、高島 真	採択
保護者負担の軽減と就学・修学支援に関する制度の拡充を求める請願書	亀山市関町木崎1416 亀山市P T A連合会 会長 大森 文男 外2名	竹井道男、伊藤彦太郎、坊野洋昭、福沢美由紀、豊田恵理、中崎孝彦	採択
「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願書	亀山市関町木崎1416 亀山市P T A連合会 会長 大森 文男 外2名	竹井道男、伊藤彦太郎、坊野洋昭、福沢美由紀、豊田恵理、中崎孝彦、高島 真	採択
防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める請願書	亀山市関町木崎1416 亀山市P T A連合会 会長 大森 文男 外2名	竹井道男、伊藤彦太郎、坊野洋昭、福沢美由紀、豊田恵理、中崎孝彦	採択

議会の主な動き

◆ 7月 ◆

- 1日 鈴鹿亀山地区広域連合議会臨時会
 5日 教育民生委員会行政視察（長野県長野市、塩尻市、愛知県小牧市5日・6日）
 8日 愛知県岡崎市議会視察来庁（議会基本条例について）
 日中友好促進三重県市議会議員連盟役員会
 11日 産業建設委員会行政視察（愛知県岡崎市、豊田市、静岡県掛川市、長野県松川市11日～13日）
 12日 総務委員会行政視察（宮崎県延岡市、広島県東広島市12日～14日）
 20日 全員協議会
 入札制度調査特別委員会
 22日 北勢5市議会懇話会
 兵庫県宝塚市議会視察来庁（発達障がい児への支援について）
 25日 群馬県安中市議会視察来庁（市議会だよりについて）
 教育民生委員会

26日 産業建設委員会

総務委員会

- 28日 静岡県藤枝市議会視察来庁（議会改革について）
 議会運営委員会行政視察（福井県敦賀市、越前市28日・29日）

◆ 8月 ◆

- 2日 会派代表者会議
 5日 日中友好促進三重県市議会議員連盟総会
 9日 教育民生委員会
 山口県下松市議会視察来庁（民間活用市営住宅事業について）
 10日 北勢5市議会合同研修会
 18日 産業建設委員会
 19日 会派代表者会議
 全員協議会
 入札制度調査特別委員会
 22日 総務委員会
 25日 議会運営委員会
 産業建設委員会
 教育民生委員会

- 26日 神奈川県南足柄市議会視察来庁（議会基本条例について）

- 29日 愛媛県西予市議会視察来庁（議会運営について）

◆ 9月 ◆

- 1日 9月定例会開会
 議会改革推進会議検討部会
 5日 全員協議会
 12日 議案質疑
 13日 議案質疑、一般質問
 議会運営委員会
 決算特別委員会
 会派代表者会議
 14日 一般質問
 15日 一般質問
 20日 産業建設委員会
 22日 総務委員会
 26日 決算特別委員会
 27日 決算特別委員会
 28日 教育民生委員会
 29日 議会運営委員会
 9月定例会閉会

第1回臨時会の予定

11月11日 10：00～

12月定例会の予定

- 11月30日 本会議開会 10：00～
 9日 議案質疑 10：00～
 12日 一般質問 10：00～
 13日 一般質問 10：00～

- 15日 産業建設委員会 10：00～
 16日 教育民生委員会 10：00～
 19日 総務委員会 10：00～
 21日 本会議閉会 14：00～

※正式な日程は臨時会及び定例会直前の議会運営委員会で決定されます。詳しくは議会事務局へお問い合わせ下さい。ホームページにも掲載します。

定例会をはじめ、議会の会議は傍聴することができます。当日、議会事務局で受け付けますので、お気軽にお越し下さい。

会議の日程は、ホームページ及び市役所1階ロビーの会議案内版に掲示しています。